「県内発生期」における公立学校等の対応方針について

平成21年5月22日 島根県教育委員会

- 県内で新型インフルエンザが発生した場合、島根県教育委員会は、「公立学校等における対応マニュアル」の全てを一律かつ硬直的に適用するのではなく、県内での感染状況の進行に応じ、「県内発生初期」「県内感染拡大期」の各段階に分けて弾力的運用を行うこととする。
- 5月22日(金)、新たな政府方針が示されたことを受け、弾力的運用の具体的内容を示した島根県教育委員会の対応方針(案)との整合性をあらためて検証したところ、整合性が確保されていることを確認したので、この対応方針を確定する。
- なお、この対応方針は、新たな政府方針で定義された「**感染拡大防止地域」**(**感染の初期、患者発生が少数であり、感染拡大防止に努めるべき地域**)の段階における対応方針を、島根県教育委員会として「県内発生初期」「県内感染拡大期」という2段階に細分化して示したものである。仮に、本県が感染の蔓延によって「**重症化対策重点地域」**(急速な患者数の増加が見られ、重症化の防止に重点を置くべき地域)の段階に至った場合には、その対応方針は別に定める。

記

1. 発生段階別の対応

- ①県内での感染状況の進行に応じて、「**県内発生初期」**と「**県内感染拡大期」**に分けて対応方針を定める。
- ②「県内発生初期」とは、感染者、疑似症患者及び濃厚接触者を特定することが可能であり、発熱外来・感染症指定医療機関における治療、積極的疫学調査等の感染症法に基づく患者への措置に加え、濃厚接触者の感染拡大防止対策(抗インフルエンザウィルス薬の予防投与、外出自粛、健康観察など)が実効性をもって行われる段階をいう。
- ③「県内感染拡大期」とは、二次感染が拡大し、積極的疫学調査による感染源・感染経路等の特定が困難になった段階をいう。
- ④県教委本部は、県危機管理対策本部における県関係機関、医療機関、国等の情報をもとに、「県内発生初期」から「県内感染拡大期」へ対応方針を移行することが適当と判断した場合、関係機関(県立学校、県の教育機関等、市町村教育委員会)に対し、その旨を指示又は要請する。

2. 「県内発生初期」の対応方針

(1) 感染者、疑似症患者及び濃厚接触者に関する情報収集

- ①「感染者」とは、新型インフルエンザに感染していることが確定した者をいう。
- ②「疑似症患者」とは、新型インフルエンザの感染は確定していないが、感染が強く疑われる者として保健所への届出の対象となった者をいう。
- ③「濃厚接触者」とは、保健所が積極的疫学調査により濃厚接触者(感染者と同一住所に居住する者、2m 以内の距離で感染者と対面で会話や挨拶等の接触があった者、具体的には職場・学校や行事等で近距離接触した者など)であると判断した者をいう。なお、疑似症患者と濃厚に接触した者についても、保健所が必要があると判断した場合、「濃厚接触者」とみなして以下に掲げる対応を準用するものとする。

- ④県教委本部は、公立学校等における臨時休業等の感染拡大防止対策を迅速かつ的 確に講ずるため、県内の感染者、疑似症患者及び濃厚接触者に関する情報を収集 する。
- ⑤このため、県教委本部は、健康福祉部薬事衛生課に対し、県内の感染者、疑似症 患者及び濃厚接触者に関する情報を迅速に提供するよう、要請する。

(2) 感染者、疑似症患者及び濃厚接触者が発生した場合の臨時休業措置等

①県立学校に対する指示

- ・県教委本部は、「県内発生初期」において県立学校の児童生徒又は教職員が疑似 症患者であるという情報を入手した場合、当該県立学校に対し、暫定的に臨時 休業を指示する。疑似症患者が感染者であることが確定した場合、次項による 臨時休業へ移行することとし、感染者でないことが確定した場合、その段階で 臨時休業を解除する。
- ・県教委本部は、「県内発生初期」において県立学校の児童生徒又は教職員が感染 者又は濃厚接触者であるという情報を入手した場合、当該県立学校に対し、臨 時休業を指示する。
- ・臨時休業の措置をとった県立学校においては、「3 国内発生期の対応」(3)③ ④⑤⑥ (P.6) を適用する。
- ・臨時休業期間は、1週間を原則とするが、県教委本部は、県危機管理対策本部 における県関係機関、医療機関、国等の情報をもとに、臨時休業の延長又は短 縮が適当であると判断した場合、臨時休業期間の延長又は短縮を指示する。

②県の教育機関等に対する指示

- ・県教委本部は、「県内発生初期」において教育機関等の職員が疑似症患者である という情報を入手した場合、当該教育機関等に対し、暫定的に臨時休館を指示 する。疑似症患者が感染者であることが確定した場合、次項による臨時休館へ 移行することとし、感染者でないことが確定した場合、その段階で臨時休館を 解除する。
- ・県教委本部は、「県内発生初期」において教育機関等の職員が感染者又は濃厚接触者であるという情報を入手した場合、当該教育機関等に対し、臨時休館を指示する。
- ・臨時休館の措置をとった教育機関等においては、「3 国内発生期の対応」(5) ②③ (P.7) を適用する。

③市町村教育委員会に対する要請

- ・県教委本部は、「県内発生初期」において市町村立学校(幼稚園、小学校、中学校、高校)の児童生徒又は教職員が疑似症患者であるという情報を入手した場合、当該市町村教育委員会に対し、その旨を速やかに伝達するとともに、当該学校を暫定的に臨時休業するよう要請する。疑似症患者が感染者であることが確定した場合、次項による臨時休業の要請へ移行することとし、感染者でないことが確定した場合、その段階で臨時休業の要請を解除する。
- ・県教委本部は、「県内発生初期」において市町村立学校(幼稚園、小学校、中学校、高校)の児童生徒又は教職員が感染者又は濃厚接触者であるという情報を入手した場合、当該市町村教育委員会に対し、その旨を速やかに伝達するとともに、当該学校を臨時休業するよう要請する。
- ・前項の要請は、市町村教育委員会が、当該学校だけでなく広く市町村内の所管 学校を対象とする臨時休業措置をとることを妨げるものではない。

3. 「県内感染拡大期」の対応方針

- ・「県内感染拡大期」においては、「4 県内発生期以降の対応」(P.8) を原則としてマニュアルどおり適用する。
- ・ただし、県教委本部は、県危機管理対策本部における県関係機関、医療機関、 国等の情報をもとに、地域を特定した臨時休業・臨時休館等の措置をとること が適当と判断した場合、関係機関(県立学校、県の教育機関等、市町村教育委 員会)に対し、その旨を指示又は要請する。

Q&A

Q. 学校の臨時休業期間を原則1週間としている考え方は?

A. 検疫の停留措置や濃厚接触者の健康観察等の期間については10日間(ただし、現在は7日間に短縮されている)となっているが、これは、感染者がウィルスを放出しうる期間を考慮して定められている。一方、学校の臨時休業期間については、今回の新型インフルエンザの発症までの潜伏期間が最大7日間程度とされていることを踏まえ、必要最小限の期間として設定したものである。臨時休業中に当該学校から更に感染者が出た場合には、臨時休業を延長する考えである。

Q. 学校は臨時休業期間を原則1週間としているのに対し、教育機関等は臨時休館期間が明示されていないが、その考え方は?

A. 教育機関等については、その利用形態や、利用者と職員との接触状態等に差異があること、また、知事部局所管の公の施設における取り扱いとの整合性を図る必要もあることから、臨時休館の期間を一律に定めることは適切でないと判断したものである。

Q. 市町村教育委員会が臨時休業措置をとる学校の範囲に幅を持たせているが、その考え 方は?

A. 県教育委員会は、市町村立学校で感染者等が発生した場合、必要最小限の措置として 当該学校の臨時休業を要請するが、生活圏の人口密度や交通網、通勤・通学流動等の状 況によっては、臨時休業の対象学校の範囲を広げる必要がある場合も想定されることか ら、市町村教育委員会の判断によって幅を持った対応ができることが望ましいと判断し たものである。

Q. 濃厚接触者も、感染者と同様の臨時休業措置をとるのはなぜか?

A. 濃厚接触者は、感染リスクが高いことに加え、感染者は発症前からウィルスを放出することから、濃厚接触者と事前に接触機会のあった児童生徒や教職員が感染を拡大してしまうリスクを防止するため、臨時休業が必要と判断したものである。

Q. 臨時休業の原因となった感染者、疑似症患者、濃厚接触者の個人情報の取り扱いはど うなるのか?

A. 個人情報保護の観点から、感染者等の氏名は公表しない。

Q. 臨時休業中の教育指導等については、どうするのか?

A. 義務教育課・高校教育課から別途通知を行ったところである。

Q. 県内の地域によって「県内発生初期」「県内感染拡大期」にバラツキが生じた場合には、 どう対応する考えか?

A. 県内の地域によって感染状況の進行にバラツキが生じた場合には、県危機管理対策本部における県関係機関、医療機関、国等の情報をもとに、地域を特定した臨時休業等の取り扱いを行うことも検討する考えである。